

5 保育所・幼稚園・認定こども園関係施策等
(子ども・子育て支援新制度含む)

幼保支援課 補助金等一覧【R8年度 当初予算】

細目名	補助金・負担金名	財源内訳			補助先	補助対象施設					補助率			
		R8 当初 予算額 (千円)	一般 財源	国庫 補助金		基金	保育所	幼稚園	認定こ ども園	地域型 保育	認可外 保育施 設	その他	県予算	備考
1	保育士 登録施 行費	299	150	149								1/2		
2	幼保連 携推進 費	3,478	1,630	1,848										
	① 幼保団体研修等推進事業 ② 認定こども園等研修支援 事業	2,180 1,298	1,630 1,298	550 1,298							○	定額 1/2		国1/2 市町村1/2
3	保育 サービ ス促進 事業費	23,566	23,566									1/2		
4	多機能型保育支援事業費補助 金	4,488	1,122	3,366								公立:1/2 私立:定額		
5	認可化移行運営費支援事業 費補助金	0										1/4		
6	特別支 援保 育・教 育推進 事業費	56,750	16,610	40,140										
	① 保育所等における要支援 児童等対応推進事業 ② 医療的ケア児保育支援事 業	31,494 25,256	10,500 6,110	20,994 19,146							○	3/4 (国1/2、県 1/4) 5/6※ (国2/3、県 1/6)		地域連携推進員設 置 ※整備計画書を策 定し、条件を満たし た場合
7	スクー ルソー シヤル ワーカ ー活 用事業 費補助 金	4,642	4,642									1/2		
8	保育士 等人材 確保事 業費	85,777	8,578	77,199								10/10 (国9/10、 県1/10)		
	産休等代替職員雇用事業費 補助金	5,064	5,064									3/4		私立幼稚園、幼稚 園型認定こども園の み高知市も補助対 象

細目名	補助金・負担金名	R8 当初 予算額 (千円)	財源内訳			補助先	補助対象施設					補助率							
			一般 財源	国庫 補助金	基金		保育所	幼稚園	認定こ ども園	地域型 保育	認可外 保育施 設	その他	県予算	備考					
															補助率	備考			
9	地域型保育等人材育成事業 費補助金	0																	
	① 地域型保育人材育成事業	0				認可外保育施設等	私	私	私	私	私	1/2							
	② 保育士資格・幼稚園教諭 免許取得支援事業	0				学校法人及び社会福祉 法人(高知市除く)が設置 する認定こども園等(移 行予定施設含む)			私			10/10 (国1/2、県 1/2)				受講に要した経費の 1/2以内、上限あり			
10	保育補助者配置事業費補助 金	18,812	5,118	13,694															
	① 保育補助者配置事業	8,672	1,736	6,936		市町村(高知市除く)	私	私(幼保 連携型の み)	公・私	私(企業 主導型保 育事業所 のみ)		5/6 (国2/3、県 1/6)							
	② 保育体制強化事業	10,140	3,382	6,758		市町村(高知市除く)	私	私(幼保 連携型の み※)	私			3/4 (国1/2、県1/4)					※保育支援者を配 置する場合		
11	子どものための教育・保育給 付費負担金	3,531,504	3,531,504																
	① 施設型給付費等負担金	3,206,352	3,206,352			市町村	私	私 (※新)	私			3歳以上 1/4 満3歳未満 19,785/100						3歳以上 国1/2、市町村1/4 満3歳未満 国60.43/100 市町村19,785/100	
	② 地域型保育給付費等負担 金	193,498	193,498			市町村			公・私	公(特別 保育の み)									
12	③ 施設型給付費等地方単独 費負担金	131,654	131,654			市町村			私										市町村1/2
	子どもの ・子育て 支援 事業費	7,314	7,314			市町村						3歳以上 1/4 満3歳未満 20,000/100							3歳以上 国1/2、市町村1/4 満3歳未満 国60.00/100 市町村20,000/100
	地域子ども・子育て支援事業 費補助金	221,724	221,724																
13	① 病児・病後児保育事業	153,594	153,594			市町村	公私		公私										国1/3 市町村1/3
	② 延長保育事業	20,226	20,226			市町村	私		私										

細目名	補助金・負担金名	R8 当初 予算額 (千円)	財源内訳			補助先	補助対象施設					補助率		
			一般 財源	国庫 補助金	基金		保育所	幼稚園	認定こども園	地域型 保育	認可外 保育施設	その他	県予算	備考
13	③ 一時預かり事業	44,980	44,980				公私 (※新)	公私	公私	○	1/3	国1/3 市町村1/3		
	④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	1,358	1,358		市町村					○				
	⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1,566	1,566					私						
14	子育て支援施設等利用給付費負担金	12,969	12,969		市町村		公私	公私	公私	○	1/4	国1/2 市町村1/4		
	子育て支援施設等利用給付費過年度精算負担金	522	522		市町村						1/4	国1/2 市町村1/4		
15		522			市町村									
16	乳児等支援給付費等負担金	10,296	10,296		市町村		公私	公私	公私	公私	1/8	国3/4 市町村1/8		
17	私立学校運営費補助金	6	3	3	幼稚園		私				定額			
18	私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金	15,064	7,532	7,532	幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人		私	私(幼保連携型・幼稚園型のみ)			定額			
19	私立幼稚園等特別支援教育費補助金	42,336	21,952	20,384			私				定額			
20	幼稚園等緊急環境整備事業費補助金	7,887		7,887	市町村、学校法人又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)等		公私	公私(公立は幼稚園型認定こども園を含むのみ)			遊具等環境整備は幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園1/2 上記以外の幼稚園1/3 ICT化支援は1/2			
21	環境改善事業費補助金	12,504	6,192	6,312										
	① 保育環境向上等事業	6,502	3,251	3,251	市町村		公私	公私(幼保連携型のみ)			1/3	国1/3		

細目名	補助金・負担金名	R8 当初 予算額 (千円)	財源内訳			補助先	補助対象施設						補助率	
			一般 財源	国庫 補助金	基金		保育所	幼稚園	認定こ ども園	地域型 保育	認可外 保育施 設	その他	県予算	備考
21 保育所・幼稚園等施設整備事業費	② 熱中症対策事業	3,586	1,793	1,793		市町村	私		私			1/3	国1/3	
	③ 障害児受入促進事業	686	343	343		市町村	公私		公私			1/3	国1/3	
	④ 認可外保育施設における 性被害防止対策事業	150	50	100		認可外保育施設					公私	1/4	国1/2	
	⑤ 感染症対策事業	686	343	343		市町村	公私		公私			1/3	国1/3	
	⑥ 認可外保育施設における ICT化推進事業	150	50	100		認可外保育施設					公私	1/4	国1/2	
	⑦ 認可外保育施設における 睡眠中の事故防止対策事 業	58	19	39		認可外保育施設					公私	1/4	国1/2	
	⑧ 病児保育事業(体調不良 児対応型)推進事業	686	343	343		市町村	公私		公私			1/3	国1/3	
	保育所・幼稚園等 高台移転施設整備事業費補助金	0				私立保育所・認定こども 園設置者(高知市除く)、 私立幼稚園設置者	私	私	私			3/4	市町村起債のうち交 付税措置のない市 町村実質負担額の 3/4	
22 保育所・幼稚園等 南海トラフ地震対策 事業費	保育所・幼稚園等 高台移転施設整備事業費補助金	29,044		29,044	市町村(高知市を除く)	公	公	公			3/4	市町村起債のうち交 付税措置のない市 町村実質負担額の 3/4		
23 保育所・幼稚園等 南海トラフ地震対策 事業費	保育所・幼稚園等 高台移転施設整備事業費補助金	0			市町村	公私	公私	公私			1/2			
24 保育料 等軽減 事業費	多子世帯保育料軽減事業費 補助金	88,396	88,396		市町村(高知市除く)	公私	公私	公私		公私	1/2			

(※新)：新制度移行施設のみ

幼保支援課

R8当初：44,749千円（一） 19,382千円
 （R7当初：43,955千円（一） 20,131千円）

厳しい環境にある子どもたちへの支援（就学前）

事業概要

多様化、複雑化する子育てに関して、保護者が抱える不安や悩み、乳幼児期のより良い親子関係の構築を支援するため、保育所・幼稚園等の保育者の保育支援力の向上を図る。さらに、厳しい環境にある子どもたちの保護者へのアプローチや関係機関と連携した支援を強化するため、家庭支援推進保育士や親育士・特別支援保育コーディネーター、小学校への円滑な接続を見据えた支援等を行うスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置する。

期待される効果

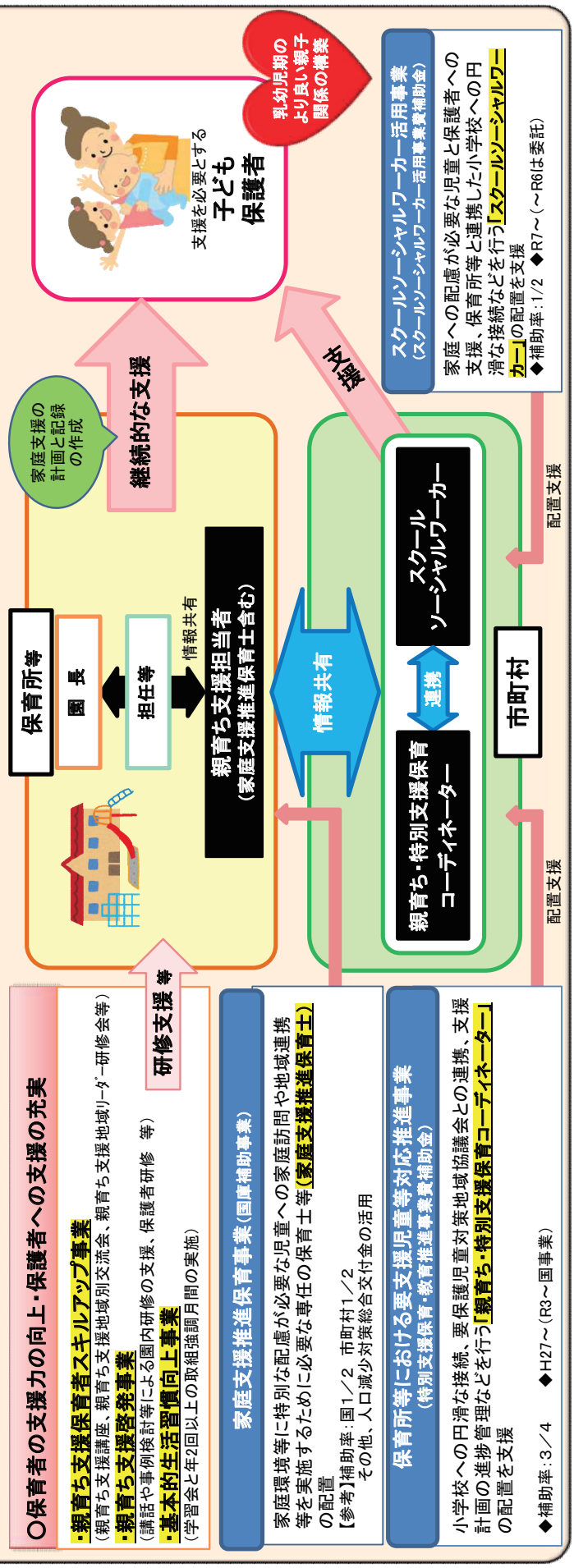
各園の親育支援体制（家庭支援のための体制）の充実により、全ての子どもたちが、家庭の経済状況などに関わらず、どこにいても質の高い教育・保育を受け、健やかに育つことができる。

事業目標

◆核家族化や地域での子育て家庭の孤立化等を背景に、子どもへの適切な関わり方が分からなかつたり、子育てに不安や悩みを抱えたりする保護者が増えている。
 ◆家庭における教育力の低下等を背景に、様々な課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。
 ◆取り組みを拡充させ推進するためには、保護者への支援を担う人材の確保が必要。

○切れ目のない継続的な支援の充実
 ・親育支援研修計画の作成：100%（R7：86.0%）
 ・家庭支援の計画と記録の作成率：100%（R7：87.6%）

家庭支援体制の充実と園を支える仕組みづくり



多機能型保育支援事業

事業概要

保育所等の子育て支援機能を強化し、保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めることで、「子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援」を行うことが可能な多機能型保育の拡大を図る。

現状・課題

少子化や核家族化を背景として、就労形態や価値観の多様化などの社会環境が変化し、人と人との結びつきや地域の繋がりが希薄化している。子育て中の世帯が、地域の方々から日々の子育てに対する助言や協力を得ることが難しく、地域全体で子育てしている。

実施内容

多機能型保育支援事業費補助金

保育所等の子育て支援機能を強化し、地域ぐるみの子育て支援（下欄①～③の交流事業）の運営を補助

◆補助先
市町村・私立保育所・私立小規模保育事業者・私立認定こども園（他の子育て支援補助事業対象施設は除く）

◆補助対象経費
交流事業を実施するために必要な運営経費

◆補助基準額（上限額）

ステップ1 保育所 11,000円/月

小規模保育事業所 9,000円/月

ステップ2 保育所 33,000円/月

小規模保育事業所 33,000円/月

継続経費 保育所 25,000円/月

小規模保育事業所 20,000円/月

ステップ3 保育所 56,000円/月

小規模保育事業所 56,000円/月

継続経費 保育所 28,000円/月

小規模保育事業所 22,000円/月

◆補助率 公立：1/2 私立：定額

多機能型保育支援事業委託料

委託内容：多機能型保育施設の情報収集・発信、子育て事業の企画提案、保育施設を中心とした地域連携、その他各施設へのアドバイス等

委託先：未定

幼保支援課

R8当初：9,984千円（一）2,496千円
（R7当初：9,470千円（一）9,470千円）

期待される効果

地域の方々との協働で様々な交流事業を実施し、地域との絆を深めることで、子育て家庭への声かけなど日常的な支援を充実させ、子育てしやすい環境につなげられる。

事業目標

R9：40か所

地域と一緒に！

ステップ3

- ①場の提供【月8日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年6回】

補助期間：1年間
※補助期間終了後は継続に移行可

施設力を少しづつ大きくませんか？

ステップ2

- ①場の提供【月5日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年3回】

補助期間：2年間
※補助期間終了後はステップ3もしくは継続に移行可

ステップ1

- ①場の提供【月3日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年1回】

補助期間：上限なし

地域の人みんなで
子育て応援

子育て世帯

保育施設
地域の拠点・交流の場

① 定期的な子育て支援への場の提供
・子育て相談
・園庭開放
・保護者同士の交流 等

② 園が企画する子育て支援事業等
・夕涼み会
・運動会
・クリスマス会 等

③ 地域活動への参加
・防犯、防災避難訓練
・美化活動
・地域行事 等

保育士等の人材確保

《幼保支援課》
令和8年度当初予算額 131,511千円

対策のポイント

保育サービスの維持・充実に向けて、保育士等の職場定着に重点を置いた人材確保の取組を推進

現状

- 本県の就学前子ども数の減少幅と比較し、県内の保育士等の減少数は、小幅に推移
- 令和8年度から本格実施となる「こども誰でも通園制度」への対応等、引き続き保育士等の確保が必要な状況

課題

- 県内指定保育士養成施設（4施設）の入学者減少
- 離職防止や不適切保育予防の観点からも働きやすい職場づくりが重要
- 保育所等内におけるハラスメント事案の発生を受け、複数市町村から対策を求める声あり

令和8年度の取組

保育士等人材確保事業委託料 【17,708千円】

保育士・保育所支援センター（福祉人材センター内に設置）にコーディネート（2名）を配置し、就労支援と離職防止の取組を充実

○潜在保育士や指定保育士養成施設の学生を対象とした就労支援

- ・就職希望者への相談援助、施設見学等の伴走支援
- ・合同就職相談会「保育のお仕事フェア」の開催
- ・ハローワーク及び量販店での出張相談会
- ・県外保育士養成校へのアプローチ



○保育士等の職場定着のための支援の強化

- ・保育所等の経営者層を対象とした業務改善研修（ハラスメント対策研修を新たに追加）
- ・保育所等の巡回による相談支援の強化（働き方改革推進支援センターと連携した働きやすい職場づくり）

○保育士・保育職場の魅力発信

- ・高校生に向けた魅力発信：
保育施設バスツアー、保育の魅力伝える出前授業、
夏休みを活用した保育所等でのボランティア体験（県民生活課実施）
- ・SNS等を活用した広報、ふくし就職フェアへの参加

保育士修学資金等貸付事業費補助金 【85,777千円】

保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付

保育補助者配置事業費補助金 【18,812千円】

保育士の補助を行う保育補助者及び保育支援者の雇上げに必要な経費等を補助

産休等代替職員雇用事業費補助金 【5,064千円】

保育士等が産休等を取得する際の代替職員の雇用に要する経費を補助

子育て支援員研修委託料 【4,150千円】

保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」を養成するための研修を実施

事務費負担軽減のための支援の充実

私立保育所等の施設型給付に係る処遇改善等加算の認定申請等に対する助言・支援を充実させ、保育所等での事務負担を軽減

親育ち支援啓発事業

園内研修支援において「保育職場の人間関係づくり」や「メンタリングに関する内容」など業務改善や若手職員の定着の観点からのメニューを設定

※保育士等の処遇改善については、国において民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善が進められる予定であり、県においても引き続き施策提言等を実施

地域型保育人材育成事業（子育て支援員等研修）

事業概要

子ども・子育て支援新制度において、市町村認可事業として創設された「地域型保育事業」に従事する者に義務付けている研修を実施する。

期待される効果

市町村認可の従うべき基準である家庭的保育者等に必要研修の修了者を増やすことにより、地域型保育事業の認可施設の増加と、保育の質の確保を図る。

幼保支援課

R8当初：4,150千円（一）2,075千円
（R7当初：4,505千円（一）2,253千円）

現状・課題

【地域型保育事業の種類と実施施設数（R7.4月現在）】

種類	概要	事業所数
小規模保育事業	定員6人以上19人以下の施設において行う保育事業	24
家庭的保育事業	定員5人以下の施設において行う保育事業	2
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において行う保育事業	0
事業所内保育事業	事業所の従業員を対象とした保育施設において保育を必要とする地域の子どもの対象として行う保育事業	6

【現状】

待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少の一方、過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下

【課題】

人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくことも必要

事業目標

地域型保育事業の認可施設や一時預かり事業などの子育て支援事業に必要な職員を確保することができるよう研修を実施し、保育サービスの担い手となる子育て支援員等を養成する。



実施内容

子育て支援員：小規模保育・家庭的保育・事業所内保育における保育従事者等

令和7年度

【子育て支援員研修】

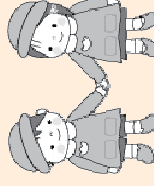
- ◆基本研修 81名受講修了（1回開催）
- ◆専門研修「地域保育コース」（1回開催）
- ・地域型保育 54名受講修了
- ・一時預かり 23名受講修了
- ◆フォローアップ・現任研修（2回開催）

【家庭的保育者等研修】

- ◆認定研修
- ◆フォローアップ研修（R7年度は受講希望者なし）

令和8年度以降

引き続き研修を実施することにより、保育の質の向上を図り、0～2歳児の待機児童の解消を目指す。



平成27年度
令和7年度

修了者数	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
基本研修	181	177	183	137	99	75	128	210	97	94	81	1,462
専門研修 地域型保育	111	87	89	88	53	62	53	84	78	60	54	819
専門研修 一時預かり	84	51	35	44	19	22	27	43	29	18	23	395

※平成26年度

【家庭的保育者等研修】

- ◆基礎研修：44名受講修了
- ◆認定研修：6名受講修了

平成27年度からは、基礎研修を子育て支援員研修に振り替えて実施

研修修了証交付後 → 高知県社会福祉協議会（福祉人材センター）への求職登録 → 求職者と雇用のマッチング

求人 ⇄ 求職の円滑化

「子育て支援員」研修について

趣旨

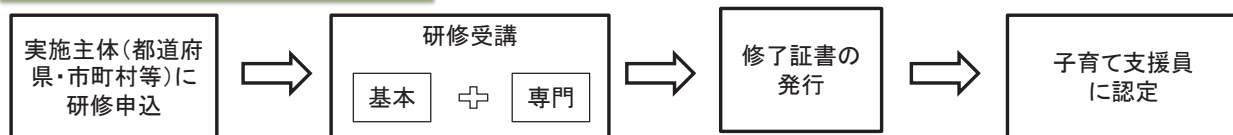
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定））
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

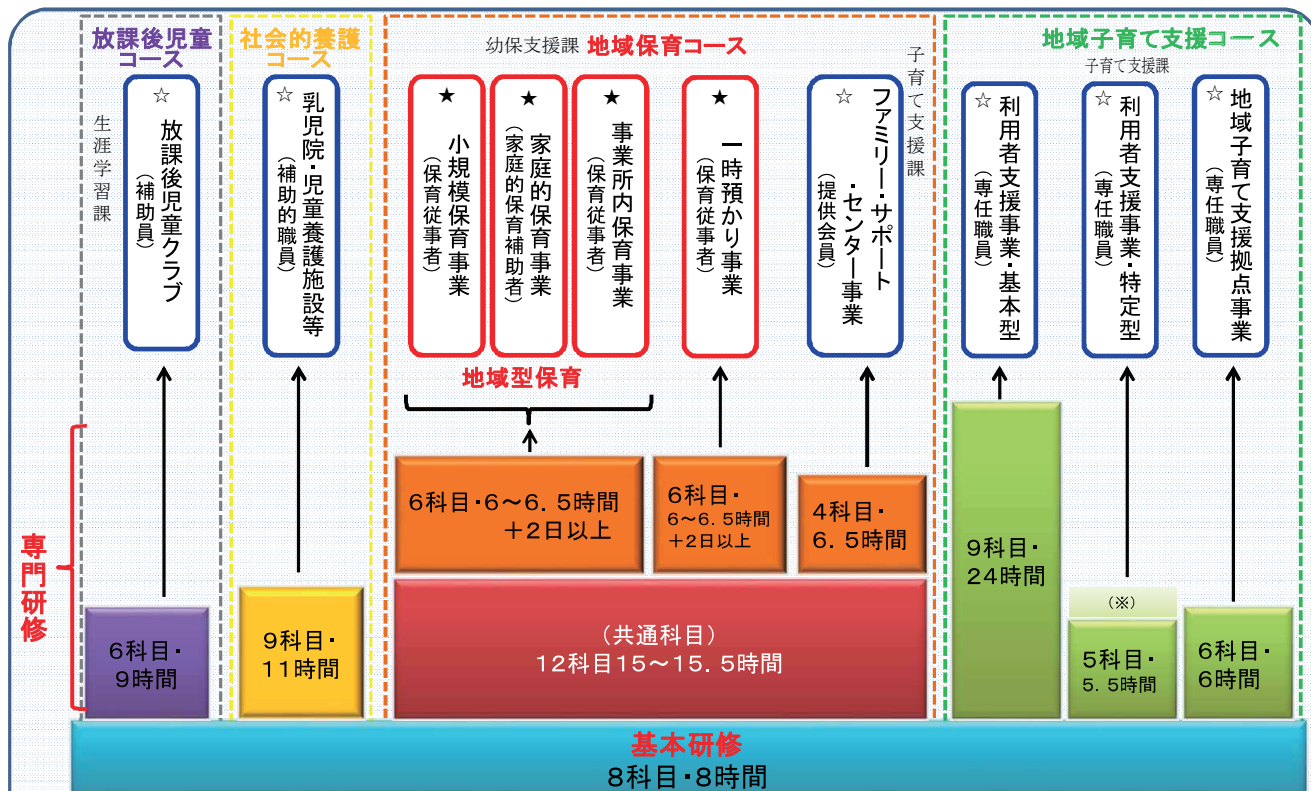
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
 注) ★枠は、研修が従事要件となる事業。☆枠は、研修の受講が推奨される事業。

地域のニーズに応じた保育サービスの充実

幼保支援課

R8当初：23,566千円（一） 23,566千円
 (R7当初：25,988千円（一） 25,988千円)

事業概要

子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援推進行動計画等の地域計画を円滑に推進するため、地域のニーズに応じた保育サービスの充実に関する事業に要する経費を補助する。

期待される効果

地域の実情に応じたきめ細やかな保育サービスの提供体制を確保することで、高知県全体の保育の質の向上を図る。

現状・課題

- ◆ 女性就労の増加、育児休業制度の定着等に伴い、0歳児から2歳児までの低年齢児について年度途中の保育需要が増えている。
- ◆ あらかじめ年度途中での入所を前提とした保育士等の人員確保が必要であるが、保育所等では、経営上余剰人員を雇用することが困難な状況にある。

事業目標

- 低年齢児の保護者が、年度途中で保育を必要とする場合、スムーズに保育所等に受け入れられる。

実施内容

低年齢児保育促進事業

3歳未満児の保育のための保育士をあらかじめ加配し、待機児童解消のために年度途中の乳幼児の受け入れを促進する。

- ◆ 補助基準額 1,379,400円/1か所（@10,450円×22日×6月）
- ◆ 補助要件 次のいずれも満たすこと。
 (1)年度途中の0～2歳の入所児童数が3名以上の見込み
 (2)0～2歳児クラスの配置基準にプラスして職員配置

補助先：市町村(高知市除く)
 補助率：県1/2 市町村1/2

(参考)

○補助対象

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
在籍乳幼児数	2	3	4	
必要数	0.6	1.1	1.7	2
配置数	2	1	1	4
加配数				2

×補助対象外

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
在籍乳幼児数	5	8	7	
必要数	1.6	2.5	4.1	5
配置数	2	1	1	4
加配数				0



家庭支援推進保育事業

※R6年度より、保育サービス等推進総合補助金から人口減少対策総合交付金に移行されました。

家庭環境等に特別な配慮が必要な児童への家庭訪問や地域連携等を実施するために必要な専任の保育士を配置し、入所児童の処遇向上を図る。

高知県人口減少対策総合交付金

○市町村が地域の実情に合わせて実施する人口減少対策を総合的に支援

【交付対象事業】①若者の定着増加、②婚姻数の増加、③出生率の増加、④共働き共育での推進

○全ての市町村に配分する「Ⅰ基本配分型」と、県の掲げる目標(若者(34歳以下)の増加、出生数の増加)の達成につながる取り組みに加算する「Ⅱ連携加算型(手挙げ)」の2つで構成

Ⅰ 基本配分型<ソフト>		Ⅱ 連携加算型<ソフト・ハード>	
(1)通常分	○人口割、均等割等により、全ての市町村に配分 [交付額:300～7,500万円程度/年]	○1市町村当たりの交付額(上限):4年間(R6～9) ・人口1万人未満 5,000万円 ・人口1万人以上 1億円	○県の掲げる目標の達成につながる取り組みであって、次のAまたはBに該当する事業 A:県が直接実施する取り組みと連携することでさらなる相乗効果が期待される事業 B:市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业
○交付対象事業(上記①～④の目的に資するもの)に該当すれば、市町村の裁量で活用可			○市町村は数値目標を設定した事業計画を作成
(2)男性育休インセンティブ加算			



私立幼稚園への補助

(私立学校運営費補助金除く)



1 私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金

女性の社会進出の増加等による保護者の保育ニーズの拡大に対応するために、学校法人立幼稚園等が実施している子育て支援事業に対して補助し、子育て家庭への支援となる当該事業の充実向上、保護者及び幼稚園等の経費負担の軽減を図る。

●補助要件

子育て支援事業	幼稚園等施設開放事業	対象経費 事業実施に要する経費（人件費、旅費、報償費、需用費【食糧費を除く】、役務費、使用料等）
	子育て相談事業	
	子育て講座開催事業	対象外経費 他の補助金の対象となるもの及び設備整備に係る経費（備品購入費、施設整備費等）
	その他地域住民等の子育てを支援する事業	

※公定価格（基本分単価、子育て支援活動費加算）や他の補助金との重複受給は認められませんので、十分精査してください。

●補助金事務スケジュール（予定）

- 11月 事業計画書提出
- 2月 交付申請書提出
- 3月 交付決定通知
- 4月 実績報告書提出
- 5月 補助金精算払



2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

心身障害児の幼稚園等への就園の機会の拡大を図るとともに、心身障害児教育の振興を図るために、心身障害児を受け入れている学校法人立幼稚園等に対して補助する。

●補助要件

- ① 1人以上、心身障害児を受け入れていること
- ② 以下のいずれかに該当し、教育上特別な配慮が必要なものであること
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている幼児
 - ・療育手帳の交付を受けている幼児
 - ・特別児童扶養手当の支給対象となる幼児
 - ・医療機関や市町村等が設置する専門機関（教育研究所等）において、心身に障害があると判断された幼児
- ③ 公定価格や他の補助金等と対象経費が重複していないこと

●補助金事務スケジュール（予定）

- 10月 交付申請書提出
- 3月 交付決定通知
- 4月 実績報告書提出
- 5月 補助金精算払



多子世帯保育料軽減事業費補助金

幼保支援課

R8当初：88,396千円（一）88,396千円
 (R7当初：88,646千円（一）88,646千円)

事業概要

18才未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)する。

期待される効果

多子世帯の経済的負担の軽減に加え、施設間の公平性の向上が図られることなどにより、子どもが育つ環境が整えられる。

現状・課題

【県民のニーズ】

「理想の数だけ子どもを持たない理由」 1位 ⇒ 子育てや教育にお金がかかりすぎるから (75.5%)
 「理想の数だけ子どもを持てる環境」 2位 ⇒ 子どもへの医療費や保育料などへの経済的支援の充実 (46.7%)
 出展：令和7年度 出会いから結婚・子育てまでの切れ目ない支援のための県民意識調査

事業目標

全市町村において、18歳未満の子が3人以上の場合、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)する。

実施内容

◆18歳未満の子が3人以上の場合、同時入所に関わらず、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)

- 対象施設
 - ①認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所
 - ②届出認可外保育施設
- 補助対象経費
 - ①子ども・子育て支援法の規定により徴収する保育料
 - ②設置者が徴収する保育料（上限：月額50,000円）

※子育てのための施設等利用給付の支給要件を満たす者の場合は、月額50,000円から当該給付月額を差し引いた額を限度とする。

○補助率

1/2以内

○定義

第3子以降：戸籍上の第3子以降の子ども
 3歳未満：年度当初の時点で3歳未満の子ども
 したがって、当該年度の間であれば満3歳に達してからの対象施設に入ることとなった子どもはこれに該当する。



3歳未満の園児・小学生・高校生

保育料の軽減(無償化)

《参考：国の保育料等軽減措置》

※同時入所の場合
 第1子の年齢制限撤廃(年収約360万未満世帯)

3号認定	第2子 第3子	半額 無償
1・2号認定	無償	

○参考

3歳～5歳の子どものための利用料、住民税非課税世帯の0歳～2歳の子供たちの利用料を無償化 (R元. 10月～)

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- ・企業主導型保育事業
 - ⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
 - ⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるような支援
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業
 - ⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

子ども・子育て支援給付費の支給を受ける子どもの認定区分

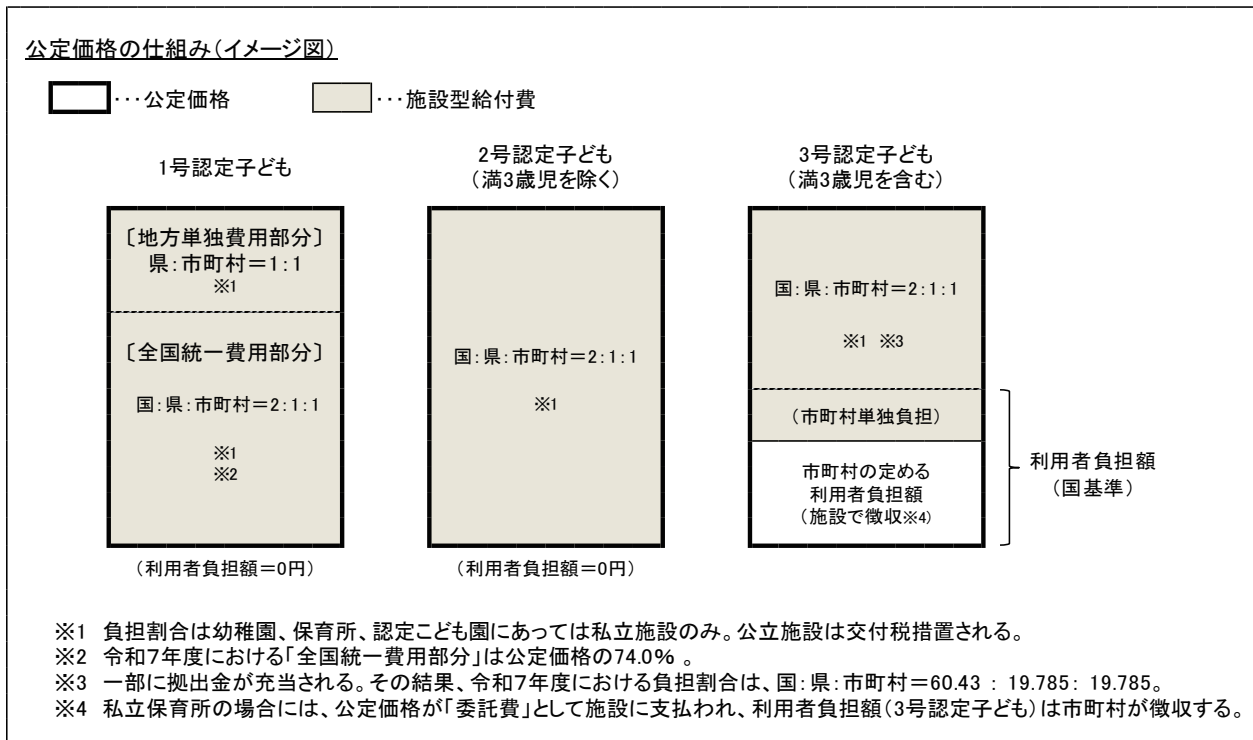
給付種類	(認定通称)	対象子ども(認定区分)		利用施設・事業
		(認定通称)	教育標準時間	
施設型給付 地域型保育給付 (特例給付を含む)	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園(私学助成幼稚園を除く) 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第19条第1項第2号)	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(法第19条第1項第3号)	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業等
施設等利用給付 (R1.10月～)	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号・新3号認定子ども以外のもの(第30条の4第1号)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号・新3号認定子ども以外のもの(第30条の4第1号)	私学助成幼稚園 (新制度未移行幼稚園)
	新2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第30条の4第2号)	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第30条の4第2号)	私学助成幼稚園 (新制度未移行幼稚園)
	新3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものうち、市町村民税非課税世帯に属するもの(第30条の4第3号)	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第30条の4第3号)	預かり保育事業(※) 認可外保育施設等

(※) 幼稚園(私学助成幼稚園を含む)、認定こども園における教育(標準)時間外の預かり保育事業(一時預かり事業(幼稚園型)等)のこと。
幼稚園、保育所、認定こども園等での「非在籍園児の預かり保育」(一時預かり事業(一般型、余裕活用型)等)は「認可外保育施設等」に該当する。

給付の基本構造

■施設型給付の基本構造(地域型保育給付、特例給付も同様)

- 「施設型給付費」は「公定価格(内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)」から「利用者負担額(政令で定める額を限度として市町村が定める額)」を控除した額となります。
- 給付については、保護者における個人給付を基本としつつも、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。(利用者負担額は施設が利用者から徴収します。)
- 私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから(児童福祉法第24条)、法定代理受領ではなく、利用者負担を市町村で徴収し、公定価格の全額が委託費として支払われます。
- 給付(委託費の支払い)は、教育・保育給付認定を行った市町村(子どもの居住地の市町村)が行います。



■施設等利用給付の基本構造

- 市町村は、対象の施設・事業(市町村の確認を受けたもの)を認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を月額上限額の範囲内で支給します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などの「特定費用」は施設等利用給付の対象外となります。
- 支給に要した費用は、国、県、市町村で2:1:1の割合で負担します。(国立幼稚園は全額国負担)

[月額上限額]

認定区分	利用施設・事業	上限月額	備考
新1号	私学助成幼稚園	2.57万円 (国立幼稚園は8,700円)	教育時間のみ (※教育時間外は「預かり保育事業」に該当する)
	私学助成幼稚園		
新2号	預かり保育事業	1.13万円 (月額単価450円)	幼稚園(私学助成幼稚園を含む)、認定こども園における教育(標準)時間外の預かり保育事業(土曜日、休業期間外の預かり保育を含む) ※いわゆる「午後の預かり保育」
	認可外保育施設等	3.7万円	認可外保育施設、一時預かり事業(※預かり保育事業でないもの)、病児保育事業、ファミリー・センター・サポート事業
新3号	新制度未移行幼稚園	2.57万円	教育時間のみ (※教育時間外は「預かり保育事業」に該当する)
	預かり保育事業	1.63万円 (月額単価450円)	幼稚園(私学助成幼稚園を含む)、認定こども園における教育(標準)時間外の預かり保育事業(土曜日、休業期間外の預かり保育を含む) ※いわゆる「午後の預かり保育」
	認可外保育施設等	4.2万円	認可外保育施設、一時預かり事業(※預かり保育事業でないもの)、病児保育事業、ファミリー・センター・サポート事業

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1) 一定の経過措置あり

注2) 施設整備費について

・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。

・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園
小学校
中学校
高等学校
中等教育学校
特別支援学校
大学
高等専門学校
学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		小規模保育事業		
		A型	B型	C型
職員	保育所	保育所		
	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名
設備・面積	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
	保育室等	0歳・1歳児 1人当たり1.65㎡ 乳児室 1人当たり3.3㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。
- <主な認可基準>

	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数 0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格 家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		
設備・面積	保育室等 0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を定める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たったの経過措置を設ける。

新制度における指導監査等について

- 特定教育・保育施設等に実施される指導監査等の種類
 - (1) 施設監査（各施設・事業の認可基準の観点からの監査）
 - (2)① 確認に係る指導監査（特定教育・保育施設等の運営基準、給付の観点からの指導監査）
 - ② 業務管理体制の整備に係る検査（法令順守に係る業務管理体制の整備の観点からの検査）

施設類型	施設監査 〔都道府県・指定都市・中核市〕 ※幼稚園は大都市特例なし ※地域型保育事業は市区町村	新制度 確認指導監査 (市区町村)	業務管理体制検査 (国、都道府県、市区町村)
保育所	児童福祉法 § 46	支援法 § 14,38	支援法 § 56
幼稚園	学校教育法 (必要に応じて都道府県が実施)	支援法 § 14,38 (移行していない園) -	支援法 § 56 (移行していない園) -
幼保連携型認定こども園	認定こども園法 § 19	支援法 § 14,38	支援法 § 56
認定こども園 (上記を除く。以下同じ。)	保育所型…保育所と同じ 幼稚園型…幼稚園と同じ 地方裁量型…児童福祉法 § 59 ※認定こども園法には規定なし	支援法 § 14,38	支援法 § 56
地域型保育事業	児童福祉法 § 34-17	支援法 § 14,50	支援法 § 56

施設監査と確認監査

種別	施設監査(幼保連携型認定こども園)	確認に係る指導監査(特定教育・保育施設)
実施主体	都道府県、指定都市、中核市	市区町村
種類と実施頻度	<p>定期的かつ計画的に実施 (児童福祉施設が1年に1度以上実施することに留意)</p> <p>以下のいずれかに該当する場合、随時適切に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき ② 基準に違反があると疑うに足る理由があるとき ③ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき ④ 正当な理由が無く、一般監査を拒否したとき 	<p>新規施設…概ね1年以内 既存施設…必要と考えられる内容が生じたとき</p> <p>① 全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実施 ② 市区町村が実地による指導を要すると認める施設を対象に随時実施</p> <p>要確認情報や実地指導において確認した情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施</p>
<p>主な監査内容</p> <p>★は、「施設監査」と「確認に係る指導監査」の重複又は一部重複が見られる事項</p> <p>☆は、公認会計士による外部監査を受けている場合に、省略できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育環境の整備に関する事項 ★ ① 学級編成及び職員配置の状況 ★ ② 認可定員の遵守状況 ★ ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 ★ ④ 教育・保育を行う期間・時間 ★ ⑤ 職員の確保、定着促進及び資質向上の取組(労働条件の改善、研修の計画的実施等) ○ 教育・保育内容に関する事項 ★ ① 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ★ ② 指導計画の作成 ★ ③ 小学校教育との円滑な接続 ★ ④ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携 ○ 健康・安全・給食に関する事項 ★ ① 健康の保持増進に関する取組状況 ★ ② 事故防止・安全対策に関する取組状況 ★ ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員に関する基準 ○ 運営に関する基準 ① 内容及び手続きの説明及び同意 ② 応諾義務・選考 ★ ③ 小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上 ★ ④ 利用者負担の徴収 ★ ⑤ 事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ★ ⑥ 利用定員の遵守 ★ ⑦ 地域との連携 ☆ ⑧ 会計の区分 ★ ⑨ 各種記録(職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等)の整備 ○ 給付に関する事項 ① 地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分 ② 基本分単価 ③ 各種加算事項 ④ 各種加減・乗除調整事項
結果に基づく措置等	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査終了後、速やかに園長等に対して、調査結果を丁寧の説明の上、文書を以て必要な指導、助言等を行う。 ② 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の有無を確認する。 ③ 適切な是正改善が行われない場合、必要に応じて認定こども園法に基づき改善勧告等の措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 指導から監査への変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい運営基準が違反が確認され、利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき ・ 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められるとき 2. 監査の結果、文書による通知と報告聴取、行政処分(勧告、命令、確認の取り消し)、不正利得の徴収等

一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型Ⅰ	③ 幼稚園型Ⅱ	④ 余裕活用法	⑤ 居宅訪問型	⑥ 地域密着Ⅱ型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準				「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準を遵守。	
	職員配置				「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準に準じて行う。	
実施要件	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士等を1/2以上。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下することはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 ※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 ※幼稚園型については自分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。				研修を修了した保育士、家庭的保育者又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	
実施箇所数	9,232か所	5,293か所	—	500か所	0か所	(※ 一般型の内数)

一時預かり事業（幼稚園型）の担当職員に算入できる範囲（イメージ）

職員の類型	職員が通常勤務する日 ^{※1}			休日	
	(教育課程時間)	(教育課程時間外)		合計8時間まで	合計8時間超
	4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超		
一時預かり事業の専任職員	○	○	○	○	○
一時預かり事業と幼稚園等の兼務職員	幼稚園等における学級担任等の常勤教員 ^{※2}	× ^{※3} ○ ^{※4}	○ ^{※5}	○ ^{※5}	○ ^{※5}
	幼稚園等における非常勤講師等 ^{※2}	× ^{※6}	○ ^{※7}	○	○
(参考)適用補助単価	在園児	基本分単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価
	非在園児 ^{※8}	休日単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価

※1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。

※2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。

※3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。

※4 人件費について一時預かり事業の補助対象経費に算入不可だが、教育課程時間外で配置職員数には算入可(ただし、学級担当職員については通常の教育活動に係る業務を行うことが想定されることから、学級担当職員以外のチーム保育担当職員等を中心に担当することが望ましい)。

※5 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。

※6 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。

※7 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

※8 非在籍園児については、基本的に一時預かり事業(一般型)により対応。ただし、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能。

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- (1) 一般型：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) 余裕活用型（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) 居宅訪問型（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和8年度補助基準額案】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,539千円（※）～55,262千円

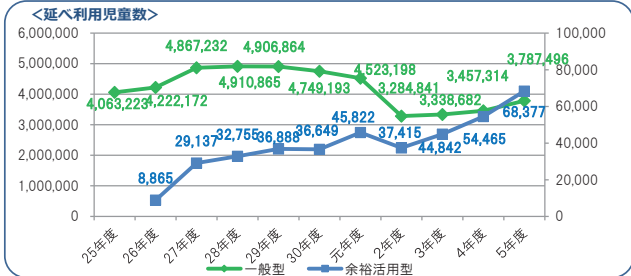
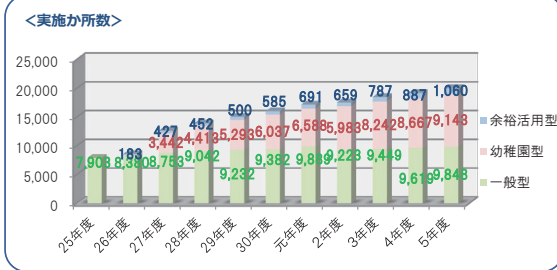
（※）補助基準額をベースアップするとともに、令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。
・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保を検討すべきである。

【実績】

◇【R8拡充事項】幼稚園型Ⅰ・Ⅱについても、単価の引上げを実施



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

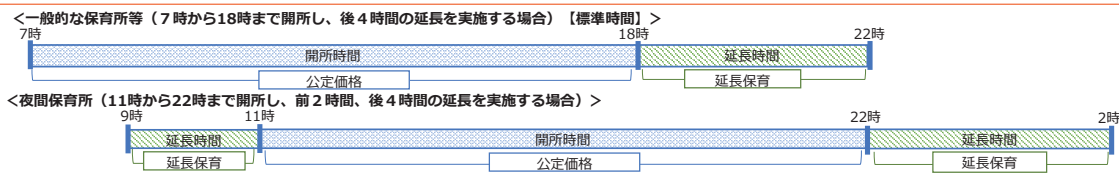
※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,288億円)

事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- (1) 一般型
標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業
短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業
- (2) 訪問型（平成27年度創設）
居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【主な令和8年度補助基準額案】※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

- ① 保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）
 - 1時間延長：23,300円
 - 2時間延長：46,600円
 - 3時間延長：69,900円
- ② 保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）
 - 30分延長：600,000円
 - 1時間延長：1,909,000円 (2,137,000円)
 - 2～3時間延長：2,955,000円 (3,183,000円)
 - 4～5時間延長：6,280,000円 (6,394,000円)
 - 6時間以上延長：7,401,000円
- 配置基準改善加算（保育所：1事業所当たり年額）※平均対象児童数が21人以上の施設のみ
 - 30分延長：150,000円
 - 1時間延長：300,000円
 - 2～3時間延長：750,000円
 - 4～5時間延長：1,350,000円
 - 6時間以上延長：1,950,000円
- 障害児保育加算（保育所：1事業所当たり年額）※平均対象障害児数が1人以上の施設のみ
 - 30分延長：150,000円
 - 1時間延長：300,000円
 - 2～3時間延長：750,000円
 - 4～5時間延長：1,350,000円
 - 6時間以上延長：1,950,000円

拡充

【実績】

<実施か所数>
令和3年度：29,277か所（公立6,575か所、私立22,702か所）
令和4年度：29,535か所（公立6,427か所、私立23,108か所）
令和5年度：29,755か所（公立6,256か所、私立23,499か所）

<年間実利用児童数>
令和3年度：893,990人（公立201,262人、私立692,728人）
令和4年度：915,022人（公立195,215人、私立719,807人）
令和5年度：948,778人（公立198,712人、私立750,066人）

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化
※ こども家庭庁保育政策課調べ

事業の目的

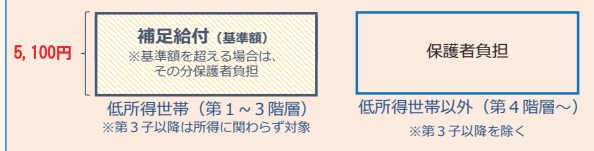
<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数(2,013億円の内数)

- 低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

事業の概要

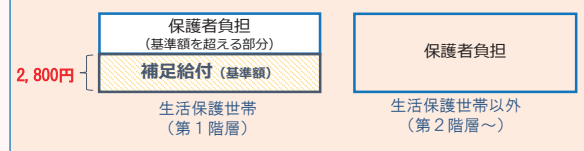
各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

①給食費(副食材料費) ※新制度に移行していない園に限る



※新制度園(1号認定)の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている
※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

②教材費・行事費等(給食費以外) ※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。)

※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

※①給食費(副食材料費)の対象(2019年10月～)は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない(外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象)。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和8年度補助基準額案(1人当たり月額)】

- ① 給食費(副食材料費) : 5,100円
- ② 教材費・行事費等(給食費以外) : 2,800円

【実績(令和5年度)】

- ① 給食費(副食材料費) 1号認定: 6,133か所、62,918人
- ② 教材費・行事費等 1号認定: 659か所、1,072人
2号認定: 2,938か所、5,972人
3号認定: 1,971か所、2,968人

事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、
・多様な事業者の新規参入の支援
・私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築
・小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

事業の概要

① 新規参入施設等への巡回支援(平成26年度創設)

- 住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する事業。

② 認定こども園特別支援教育・保育経費(平成27年度創設)

- 私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

③ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援(令和3年度創設)

- 幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。) 【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和8年度補助基準額案】

- ① 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額: 420,000円(令和7年度基準額400,000円)
- ② 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象子ども1人当たり月額: 65,300円
支援対象: 特別な支援が必要な子どもが在籍する施設 ※対象子どもが1人在籍する施設については、別途補助要件を設定
- ③ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額: 20,000円
ただし、利用する施設等の過去3力年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【実績】

(単位:巡回支援と特別支援はか所、集団活動の利用支援は市区町村)

	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
巡回支援	247	780	931	956	989	884	884	724	591	516
特別支援	-	111	94	140	277	292	336	427	552	658
集団活動事業の利用支援	-	-	-	-	-	-	-	89	134	137

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)
※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,288億円)

事業の目的

- 子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

- (1) **病児対応型・病後児対応型**
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。
- (2) **体調不良児対応型**
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。
- (3) **非施設型（訪問型）**
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

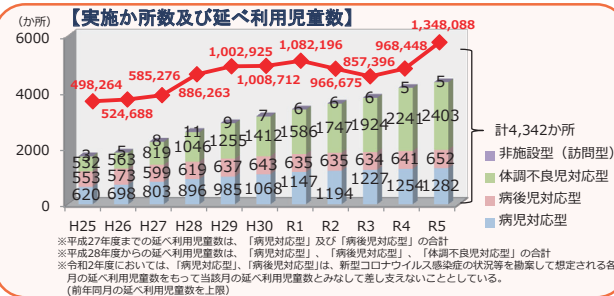
実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）
【補助率】：国 1/3（都道府県 1/3、市町村 1/3）
【主な令和8年度補助基準額案（病児対応型1か所当たり年額）】
基本分単価：9,459,000円（うち改善分2,538,000円） **【拡充】**
加算分単価：1,180,000円 ～ 42,400,000円
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円
感染症対応加算：1,542,000円

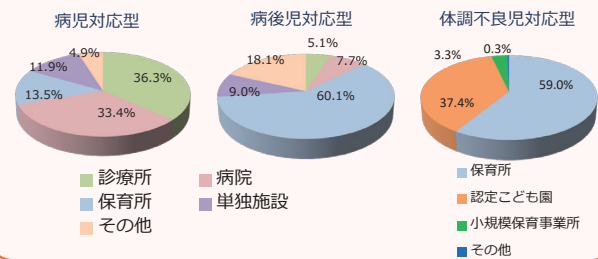
【拡充】基本分単価（改善分）の適用範囲拡大



市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価（改善分）の適用対象に追加。



【実施場所】



事業類型毎の比較

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）	④ 送迎対応
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施	病児・病後児対応型及び体調不良児対応型について、保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院等の専用スペースで一時的に保育をする事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児	保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1人以上配置 ■ 保育士：利用児童おおむね3人につき1人以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1人以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1人に対して2人程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1人に対して、1人程度とすること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用に自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に配慮が必要 ■ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする
実績	(令和2年度実績) 病児：1,194か所 病後児：635か所	(令和2年度実績) 1,747か所	(令和2年度実績) 6か所	-

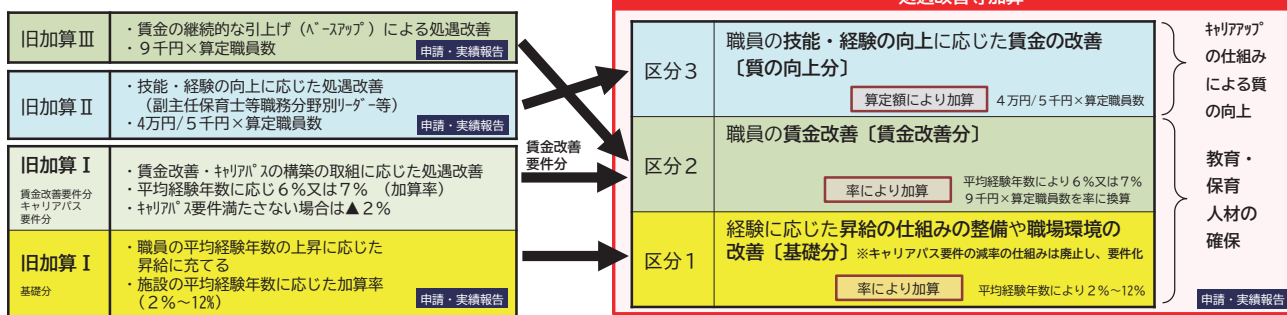
○ **子ども・子育て支援新制度施行に伴う改善（平成27年度～）**

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2人以上配置としている実施要件を、看護師等1人以上の配置で実施できるよう改善を行う。

○ **送迎対応の創設（平成28年度～）**

処遇改善等加算の一本化について（令和7年度～）

- 旧加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算」に一本化
- 旧加算の目的・趣旨を踏まえ、見直し後の加算の中に、「区分1」（基礎分）、「区分2」（賃金改善分）、「区分3」（賃金の向上分）の3区分を設定



【見直し前】

【見直し後】

- ▶ 賃金改善を目的とした見直し前の旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）と旧加算Ⅲは区分2に統合
- ▶ キャリアパス構築要件について、旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、区分1の要件として設定（1年間の経過措置）
- ▶ 見直し後の加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

- このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分の柔軟化や賃金改善の確認方法等の見直しを実施

配分方法	旧加算Ⅰ（賃金改善分）：基本給・手当・賞与又は一時金等 旧加算Ⅱ：基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 旧加算Ⅲ：2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善	区分2・区分3：1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ※ 区分3は従前どおり基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
配分方法（区分3）	一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象 4万円支給を1人以上	施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能。 ※ 研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。
算定方法（区分3）	4万円分：「4万円支給を1人以上」を満たすと「標準人員×1/3」の人数で算定。 5万円分：「標準人員×1/5」を配置すると「標準人員×1/5」の人数で算定。	施設の規模に応じた副主任保育士の複数人配置を推進。職員数A、Bの人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付 ※（標準人員×1/3(1/5)）と研修修了者数の少ない方の数で算定。 ※ 4万円は研修修了見込みの者で算定可能（1年間の経過措置）
確認方法	加算額を賃金改善等に充当したかの確認を旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）ⅡⅢごとに実施（実績報告書最大9枚）	区分2・3の加算総額で確認（実績報告書最大3枚） ※ 加算額以外の部分で賃金水準を下げていないかも確認。

※ ほか、旧加算では、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることを特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。

保育士等の処遇改善の仕組み

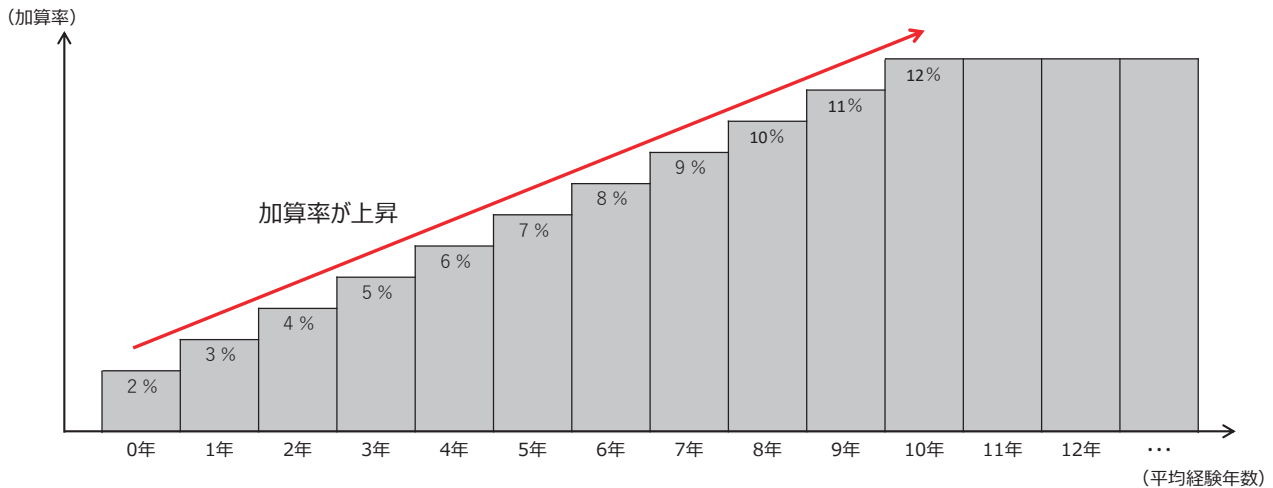
	目的	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	主な提出書類
処遇改善等加算	区分1	全職員	○ キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や賃金向上の計画や研修の実施等）の構築	定期昇給等に充当	在籍児童数×区分1単価×加算率 ※ 加算率：職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定	■ 認定申請 ① 加算率等認定申請書 ② キャリアパス要件届出書（※3） 【区分2・3のみ必要な書類】 ③ 賃金改善計画書（※4） 【区分3のみ必要な書類】 ④ 加算算定対象人数等認定申請書（※4） ■ 実績報告【区分2・3のみ必要】 ⑤ 賃金改善実績報告書
	区分2	全職員	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※2） ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに伴った賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	在籍児童数×区分2単価×加算率 ※ 加算率：6%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%）に、公定価格上の基礎職員1人当たり9,000円相当の改善を行うための率を足して設定	
	区分3	副主任保育士等、職務分野別リーダー等（※1）	④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに伴った賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当により改善	4万円×人数A（（基礎職員数×1/3）と研修修了者数の少ない方の数） 5千円×人数B（（基礎職員数×1/5）と研修修了者数の少ない方の数）	
人事院勧告による改善分	人勤に伴う国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分	全職員	-	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	基本分単価や保育士等の加配に関する加算の中に含まれている	-

- （※1） 年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。
- （※2） 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることを、特例的に可能。
- （※3） 過年度に徴してあり、その内容に変更がない場合は提出不要。
- （※4） 過年度に申請する区分の認定を受けている場合は、「賃金改善の誓約書」を提出することで、当該書類は提出不要。

処遇改善等加算の概要_1/3

区分 1

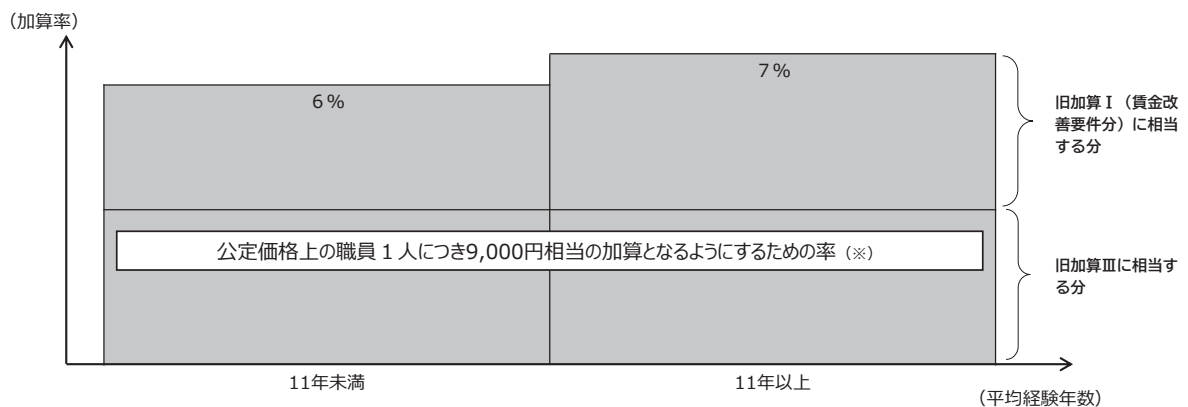
趣旨・目的	教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。 ※ 旧加算 I（基礎分）に該当するもの。
対象者	全職員
主要要件	キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）の構築
加算額	在籍児童数×区分 1 単価×加算率（職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定）



処遇改善等加算の概要_2/3

区分 2

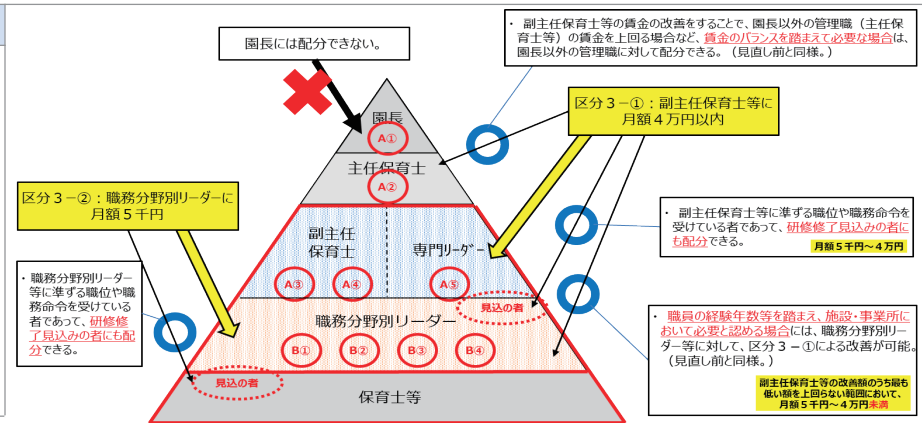
趣旨・目的	職員の賃金改善を図るもの。 ※ 旧加算 I（賃金改善要件分）と旧加算 III を統合したものの。
対象者	全職員
主要要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 区分 2 と区分 3 のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※） ※ 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。 ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2 以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに伴った賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知
加算額	在籍児童数×区分 2 単価×加算率（6%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%）に、公定価格上の職員 1 人当たり9,000円相当を改善するための加算率を足して設定）。



区分3

趣旨・目的	副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5万円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築するもの。 ※ 旧加算Ⅱに該当するもの。
対象者	特定の研修を修了した副主任保育士等、職務分野別リーダー等 ※ 研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されるとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。
主な要件	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※） ※ 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。 ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知

加算額	
副主任保育士等： 40,000円 × 人数A（基礎職員数×1/3）と研修修了者数の少ない方の数（※）	<p>（※）人数Aについては、令和6年度に旧加算Ⅱを算定していた事業所においては、令和7年4月時点で在籍していた職員について、令和7年度に限り、研修修了見込みであっても「研修修了者」として算定できる。</p>
職務分野別リーダー等： 5,000円 × 人数B（基礎職員数×1/5）と研修修了者数の少ない方の数	



幼稚園教諭（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（1号関係）

研修による技能の習得を通じた、キャリアアップ

○既存の研修をキャリアアップのために受講

【算入可能な研修について】
以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修

- 都道府県・市町村
- 大学等（大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者）
- 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者（申請のための統一様式あり）
- その他加算認定自治体が適当と認める者（園内研修など、申請のための統一様式あり）

※加算認定自治体による、個別の研修の各コマの内容の確認は不要

<標準規模の幼稚園（定員160人）の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、幼稚園教諭7人、事務職員2人
合計12人

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

新 中核リーダー（注2、3） 月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
新 専門リーダー（注2、3）

【要件】（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3）（注4）
ア 経験年数概ね7年以上
イ 若手リーダーを経験
ウ マネジメント+研修の修了(60h)（注1）
エ 中核リーダーとしての発令
【要件】
ア 経験年数概ね7年以上
イ 若手リーダーを経験
ウ 研修の修了(60h)（注1）
エ 専門リーダーとしての発令

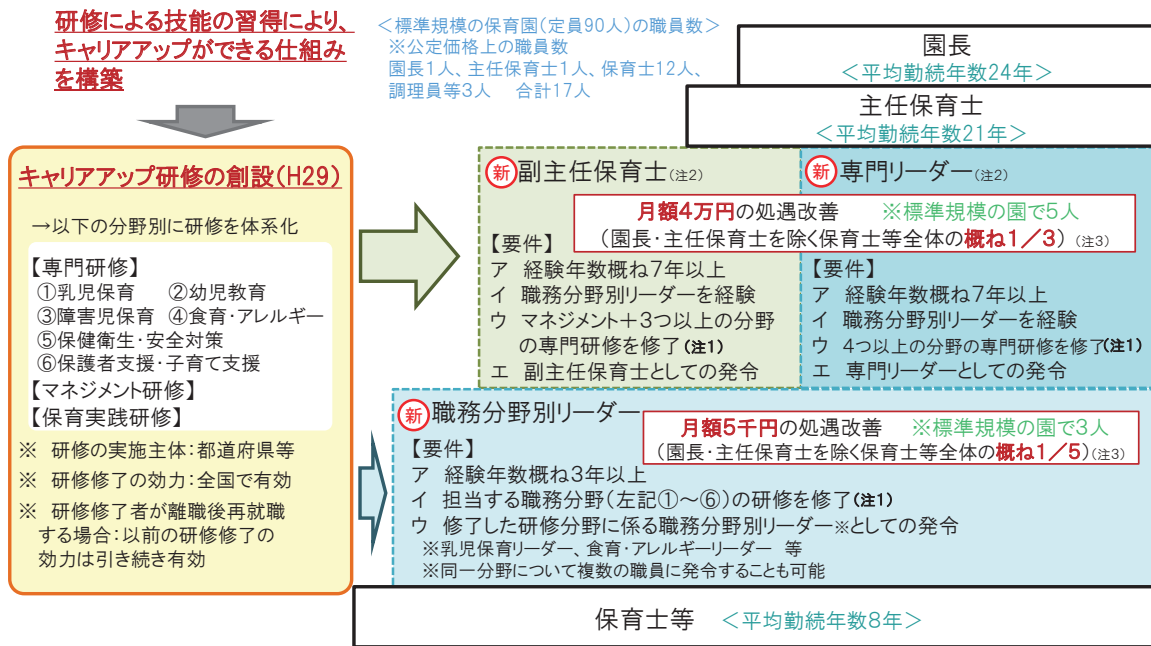
新 若手リーダー 月額5万円の処遇改善 ※標準規模の園で2人
（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5）（注4）

【要件】
ア 経験年数概ね3年以上
イ 研修の修了(15h)（注1）
ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

（注1） 加算に係る研修修了要件は、中核リーダー等については令和5年度、若手リーダーについては令和6年度から適用する。その際、中核リーダー等に求める研修修了時間は、令和5年度は15時間以上とし、令和6年度以降、毎年度15時間以上ずつ引き上げる。
（注2） 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可
（注3） 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
（注4） 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するもの

保育士等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（2・3号関係）

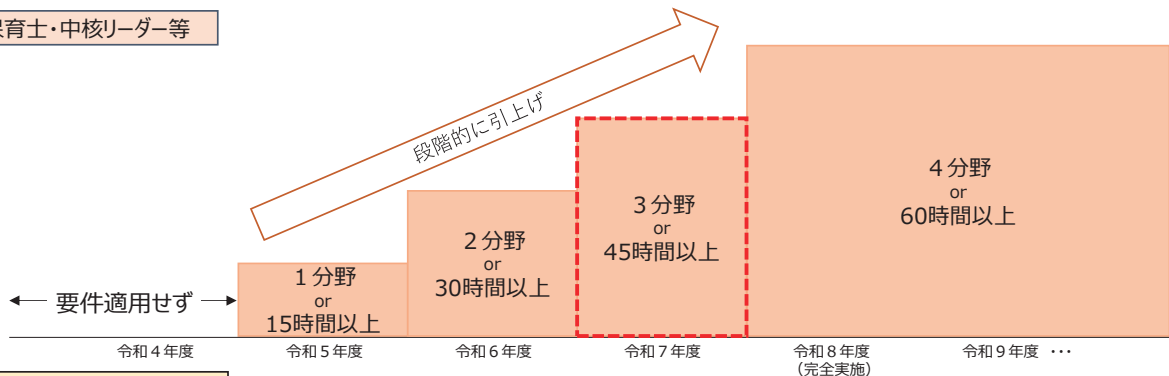


(注1) 加算に係る研修修了要件は、副主任保育士等については令和5年度、職務分野別リーダーについては令和6年度から適用する。その際、副主任保育士等に求める研修修了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。
(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。
(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

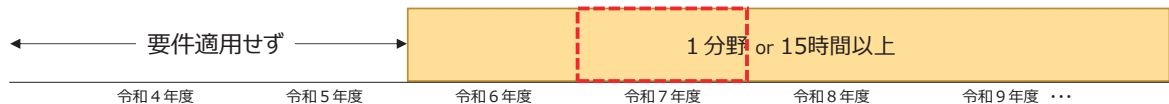
処遇改善等加算（区分3（旧加算Ⅱ））の研修修了要件の必須化時期の取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。
- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。
- 副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

副主任保育士・中核リーダー等



職務分野別リーダー・若手リーダー



※副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、副主任保育士等に係る加算額を配分して賃金の改善を行う職務分野別リーダー等についても、令和6年度以降は、1分野（15時間）以上の研修修了が必要